

SUITA CITY 2024-2028

吹田市第4次総合計画基本計画改訂版

吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

《 目 次 》

吹田市第4次総合計画基本計画改訂版

序論

1. 策定の趣旨	9
2. 第4次総合計画策定後の主な動向	9
(1) 中核市移行	9
(2) 新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響	10
(3) デジタル化の推進	10
(4) 安心安全や環境への意識の高まり	11
(5) SDGs の取組の推進	11
(6) 少子高齢化の進行と子育て・教育施策のさらなる推進	12
(7) その他	12

基本計画改訂版

I. 基本計画推進にあたっての考え方	15
1. 基本計画の計画期間・進行管理	15
(1) 計画期間	15
(2) PDCA サイクルによる進行管理	15
(3) Check（評価）の考え方	16
2. 個別計画による各分野の取組の推進	17
3. 財政運営の基本方針	18
(1) 財政運営の基本方針	18
(2) 目標	18
(3) 収支見通し（試算）	18
II. 体系図	20
政策・施策の見方	22
III. 政策・施策	24
1-1（人権・市民自治）平和と人権を尊重するまちづくり	24
1-2（人権・市民自治）市民自治によるまちづくり	26
2-1（防災・防犯）災害に強く安心して暮らせるまちづくり	28
2-2（防災・防犯）犯罪を許さないまちづくり	30
3-1（福祉・健康）高齢者の暮らしを支えるまちづくり	32
3-2（福祉・健康）障がい者の暮らしを支えるまちづくり	34
3-3（福祉・健康）地域での暮らしを支えるまちづくり	36
3-4（福祉・健康）健康・医療のまちづくり	38
4-1（子育て・学び）子育てしやすいまちづくり	40
4-2（子育て・学び）学校教育の充実したまちづくり	42
4-3（子育て・学び）青少年がすこやかに育つまちづくり	44
4-4（子育て・学び）生涯にわたり学べるまちづくり	46
5-1（環境）環境先進都市のまちづくり	48
6-1（都市形成）みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり	50
6-2（都市形成）安全・快適な都市を支える基盤づくり	52
7-1（都市魅力）地域経済の活性化を図るまちづくり	54
7-2（都市魅力）文化・スポーツに親しめるまちづくり	56
7-3（都市魅力）市民が愛着をもてるまちづくり	58
8-1（行政経営）行政資源の効果的活用	60
IV. 市民意識指標（体系別）	62

附属資料

① 施策指標の一覧	67
② SDGs 対応政策一覧	86
③ 用語集	88
④ 行政組織図	98
⑤ 第4次総合計画基本構想（平成31年（2019年）3月策定）	100
⑥ 吹田がわかる50のデータ	134
⑦ 目標（めざすまちの姿）に対する到達度に関する評価	135
⑧ 都市宣言	140
⑨ 策定組織図	141
⑩ 策定経過	142
⑪ 総合計画審議会	145
⑫ 市民参画・市民周知の状況	147
⑬ 条例・規則	149

吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

序論

1. 策定の趣旨	159
2. 第4次総合計画と第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係	160
3. 計画期間	160

第2期人口ビジョン

1. 位置付け・対象期間	163
2. 国の人口ビジョン（まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版））概要	163
3. 第2期人口ビジョン及び考え方	164
4. 年齢3区分人口	165

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略

I. 進捗管理	169
II. 基本目標・数値目標	170
1. 基本目標	170
2. 数値目標	172
III. 基本的方向・具体的施策・KPI	173
基本目標1 出産・子育て・学び、未来（あす）への希望がかなうまち	173
基本目標2 自分らしく笑涯（しょうがい）輝き、すこやかに暮らせるまち	173
基本目標3 住むにも働くにもぴったりの魅力あふれるまち	174
基本目標4 誰もが安心して暮らし続けられるまち	174
基本目標に共通する視点 デジタルの力を活用した課題解決・広域連携	175

附属資料

① 第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括	179
② 第2期人口ビジョンの推計方法	182
③ 用語集	183
④ 策定組織図	185
⑤ まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議委員	186
⑥ 策定経過	187
⑦ 要領等	188

- ・年号は、原則、和暦で記載し、括弧書きで西暦を併記します（ただし、図や表の中の年号は除く）。
- ・[*]は、用語集に記載の用語を示します。
- ・グラフ中の数値は、端数処理の都合上、内訳と合計が一致しない場合があります。
- ・個別計画の名称は、「吹田市」、「すいた」、「第2次」等の表記を、原則、省略します。
- ・条例名の「吹田市」等の表記は、原則、省略します。

